

平成28年度第1回府民公募型整備事業 委員会(中丹広域振興局)の概要について

日 時 平成 28 年 7 月 22 日 (金) 13:30 ~ 16:00

場 所 京都府舞鶴総合庁舎第1会議室

出席者 舞鶴工業高等専門学校教授 玉田 和也【座長】
竹毛希望の家理事長 芦田 ふゆ子
福知山市土木建設部 蘆田 徹二
舞鶴市建設部長 小島 善明
綾部市建設部長 大槻 和正
京都府警察本部交通規制課長 山田 信之(代理出席 西村交通規制課次席)
京都府中丹広域振興局企画総務部長 高屋 範夫
京都府中丹広域振興局建設部長 小林 暢彦
京都府中丹西土木事務所長 大滝 裕一

1 意見聴取事項の概要

- ・今年度の提案件数 328 件(建設関係:252 件、教育関係 5 件、警察関係 71 件)の内、技術審査で採択された 277 件について、意見聴取を行った。(資料3参照)
- ・227 件のうち、171 件を「実施すべき」(他事業実施、一部実施含む)、106 件を「実施しない」とする技術審査結果の全てについて、委員会として支持。
- ・過去採択された案件の内、工事未着手案件については、平成 24 年度、平成 25 年度で 1 件ずつ、平成 26 年度で 24 件、平成 27 年度 155 件あり、早期着工に向け、各機関準備を進めている。(資料4参照)
- ・教育委員会所管分 5 件と警察本部所管分 46 件の合計 51 件については、第 2 回目の委員会で審査。

2 委員からの主な意見

○中丹東土木事務所案件

- ・審査番号「東—87(98 ページ)」については、舞鶴市に相談しているか。(玉田委員)
→事前に提案があったことは相談している。(河川砂防室)
→当案件については、舞鶴市で対応を行う。(小島委員)
- ・審査番号「東—5、6、7(18 ページ)」について、看板の設置により、小学校の校門から出る児童が隠れないように配慮願いたい。(小島委員)
→工事着手前に配慮する。(道路計画室)
- ・審査番号「東—23(34 ページ)」について、地元が要望している場所と提案された場所が異なる。市で確認した際には、上流の左岸側で水漏れが確認された。水漏れの原因等が判らないので、再度確認いただきたい。(小島委員)
→技術審査のとおり、他事業での実施を検討しているが、現場確認とともに、様子を見て対応したい。(道路計画室)

- ・審査番号「東—27(38 ページ)」は他の対応案はないのか。また、側溝の排水不良を改善した場合、床下浸水は起こらないか。(玉田委員)
 - 排水不良の改善により床下浸水は起こらないが、官民境界の確定等に時間を要するため、当事業では対応できない。引き続き、提案者と相談の上、対応を検討する。(道路計画室)

- ・審査番号「東—48(59 ページ)」については、当事業の提案によって初めて発見されたものか。(玉田委員)
 - 例年実施している河川点検の前に、住民から事前に相談があった。(河川砂防室)

- ・審査番号「東—123(135 ページ)」の場所は、元々注意喚起の看板が設置されていないのは、利用する児童が少ないからか。(芦田委員)
 - 当該場所付近は通学路の指定がされておらず、利用する児童は少ないと考える。当提案については、横断歩道が設置された後、看板も併せて設置することで対応する。(管理室)
 - 当該場所は見通しが良く、路肩等、児童が待機できる場所がなく危険であるため、横断歩道の設置は難しい。今年度は当該場所の横断歩道の設置について提案はされていないが、今後要望があれば対応を検討する。(西村次席)

○中丹西土木事務所案件

- ・審査番号「西—12(23 ページ)」は 26 年度豪雨にて当交差点で冠水が起こった場所。当初は実施できないとの提案であったが、府・市・自治会で立会い、市でも出来ることを実施する中で、連携して実施できることとなり感謝している。(蘆田委員)

- ・審査番号「西—51(63 ページ)」は、市道橋の災害復旧事業で条件護岸を整備した箇所であり、その際も地元から強い要望があった。今回の提案も実施できないと判断していただき、市と府、共通認識の中で地元対応が出来た。(蘆田委員)

- ・審査番号「西—95(106 ページ)」等について、防犯灯は府で設置できないが地元が負担して設置するのは難しい。福知山市では防犯灯を設置しているところであり、他事業等で府にも協力をお願いしたい。(蘆田委員)

- ・審査番号「西—54(65 ページ)」は、仮に排水ポンプを設置した場合、効果はあるのか。(玉田委員)
 - 付近の田畑浸水等の若干の効果はあるが、由良川本川の護岸整備の対策を行う方が効果は高い。(河川砂防室)

○港湾事務所案件

- ・審査番号「港—6(9 ページ)」は、舞鶴市の内水害対策として、提案箇所付近にポンプを設置する予定であるので、今後嵩上げを検討される場合は、市と調整されたい。(小島委員)

○府警本部案件

- ・審査番号8番について、地元からは図面の③を一方通行することで同意があったことで間違いはないか。また、当該交差点付近は市のマスタープランの対象地域であり、今後福知山市で整備を行うが、信号機設置の要件を満たすためにどのように改良すればよいか。(蘆田委員)

→間違いはない。また、③の道路を閉鎖したとしても5叉路であるため、③を閉鎖した上で、⑥と⑤を一本の道路としてまとめるなどして、十字路の形式にしてもらいたい。なお、今後市で道路を改良されるということで、経過を確認した上で、対応を検討したい。

- ・審査番号6番について、地元としては、小学生が国道を安全に横断する対策だけでなく、中学生が通学のため自転車で横断する上でも、信号機の設置を要望している。当案件については再度検討いただけないか。(蘆田委員)

→自転車を対象に信号機を設置する場合、「押しボタン式」ではなく「定周期式」の信号機を設置することになる。踏切近くであり物理的な問題もある。(府警本部)

- ・回答する場合、当資料の理由のとおり回答した場合、提案者は納得できないと考えるため、例えば交通安全指導教室の開催等、他の対策を行うことも検討が必要ではないか。(玉田委員)

- ・当該場所については、関係各機関との共通認識のもと、関係機関共同で対策を実施する必要がある。(大滝委員)

○委員意見・感想

- ・浚渫や舗装補修などは管理者が点検結果を元に優先順位をつけて計画的にやるべきもの。客観的にみると優先順位は高いが、府民からの提案の無い箇所が後回しになるのはおかしい。府民公募では管理者が点検しきれないものを対象にするべきではないか。(玉田委員)

- ・本来、府民目線でやるということならば、生活に密着した事業である。(芦田委員)